

令和7年12月10日

会員各位

(公社)鹿児島県トラック協会

適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた荷主要請文の発出について

平素は、当協会の事業運営等に関し、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業界では物価高騰による車両価格や設備費用等のコスト増加を始め、燃料価格の高止まりなど、事業存続に係る大きな危機に直面している状況です。

加えて、多くのトラック運送業事業者は、適正な運賃・料金の收受ができておらず、待機時間や契約外の付帯作業等によるドライバーの長時間労働は依然として常態化している実態にあります。このような状況を鑑み、当協会では荷主や元請企業等に対して別紙の要請文を発出することとなりました。

つきましては、荷主や元請企業等に対する要請文の発出を希望される場合には、荷主企業リストに必要事項を記入のうえお申込みください。

記

1. 荷主企業リスト提出方法

リストをメール・FAXにてご送付ください。

荷主からのお問い合わせの際には、会員事業者名は秘匿します。

2. 提出期限

令和8年1月30日(金)

3. 荷主企業等への送付物 ※詳細は県ト協HPで御確認ください。

- ・適正取引の推進及び長時間労働の是正に向けた御協力について(依頼)【支局発出】
- ・適正取引の推進及び長時間労働の是正について(要請)【トラック協会発出】
- ・トラック・物流Gメンがパトロール中です(チラシ)
- ・「運送委託者の方へのお知らせ」8枚組リーフレット

問合せ

(公社)鹿児島県トラック協会 適正化事業課

TEL 099-821-5858

FAX 099-821-5859

メール tekiseika@kta.jp